

事務連絡
令和8年3月31日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱（例）の送付について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の高額療養費の支給申請手続の簡素化については、「市町村が行う国民健康保険の支給申請手続の簡素化に伴う国民健康保険施行規則の改正内容に関するQ&Aの送付について」（令和3年3月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）によりQ&Aをお示ししているところですが、今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「国民健康保険の高額療養費（57条の2）の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担軽減に資するよう、当該支給申請手続の簡素化による事務処理の普及のために、要綱等の参考例を作成し、都道府県に令和7年度中に周知する。」とされたことを踏まえ、別紙のとおり「国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱（例）」を作成いたしましたので、高額療養費の支給の簡素化に際し、参考としてご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。